

答 申 第 1 3 3 号

平成 21 年 12 月 25 日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 21 年 6 月 3 日付神市参地第 143 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

パートナーシップ活動助成・公開企画提案会の「音声記録」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

パートナーシップ活動助成・公開企画提案会の「音声記録」のうち、特定の申請者の発言の中で、第三者とのエピソードを引用して発言している部分について非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。

「4月18日 市民参画推進局協働と参画のプラットフォーム主催による市パートナーシップ助成申請 公開企画提案会における審査員と申請者のやりとりを録音したもの、またはあればその記録文書(録音があれば録音が望ましい)(全申請団体について)」

- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、平成21年4月18日に開催したパートナーシップ活動助成・公開企画提案会の「音声記録」を特定し、非公開とする決定を行った。

- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成21年5月21日付の異議申立書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

条例第10条第1号アに該当するため公開をしないとあるが、申立人は平成21年4月18日に開催されたパートナーシップ活動助成・公開企画提案会において、審査員の悪意ある発言により、生殺与奪の権限を持つ審査員と申請者の間の上下関係を利用したハラスメントを受けた。ハラスメントの存在を立証するためには、審査員の発言を単に逐語的だけではなく、その侮蔑的な口調まで正確に再現した録音をもって悪質性を立証する証拠とするのが適正と考える。ハラスメント被害に遭った個人の人権を守るため録音を請求するのは必要な措置である。

そもそも上記提案会は、助成金の使途を決めるという性格上、公開のものであり、審査員はあらかじめ氏名が公開される公的な資格で公開の場面において発言したものであり、上記提案会には数十人単位の市民団体関係者が出席していたのであり、権威ある大学教員である審査員たちにより公衆の面前で侮蔑的な扱いを受けたため被害者である申立人の被害感情は大きく、まさしくそのことがハラスメントの悪質性を構成しており、後日になって非公開とするのはなじまない。よって、本件が条例第10条第1号アに該当する

と考えるのは社会通念上不適切であり、同条項の濫用であると考ええる。

上記提案会で特に悪質な発言をした2人の審査員の所属する大学は後日調べたところ、申立人の団体の行っている事業と競合する事業を大学内にて行っており、いわばこの2人の審査員は審査の上での「利害関係者」であるとみなすことができる。「利害関係者」が公開審査の席で、特に悪質性の高い発言をしたことは、審査の中立性・公正性を疑わせるものであり、これらの発言をした審査員を個人として特定することは、市民の利益向上のため極めて重要であり、このことは審査員本人の利益保護に優先すると考える。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成21年6月25日付の非公開理由説明書、平成21年7月21日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

パートナーシップ活動助成制度は、「神戸市民による地域活動推進に関する条例」の理念に基づき、市民による地域活動の自主性及び自律性を尊重しつつ、市民が主体となって地域での課題解決のための取り組みを支援することにより、地域力の強化を図ろうとするものである。

提案の採択にあたっては、申請団体及び申請された活動の企画内容が、神戸市パートナーシップ活動助成に関する要綱第3条及び第4条に定める要件に該当するかどうかについて、申請書類により書面審査する。この審査で不採択とならなかった団体は、企画提案会において提案説明し、審査員との質疑応答を経て、審査会により審査される。神戸市は、審査結果を踏まえて採択活動及び助成予定金額を決定し、採択した団体には「採択及び助成金交付予定額通知書」を、不採択となった団体には「不採択通知書」を送付している。

16団体から申請書の提出があったが、4月18日に開催した企画提案会には14団体(2団体は辞退)が参加した。各団体から提案説明、審査員との質疑応答があり、企画提案会の後に審査会において採点結果を集計し、採択候補を決めていただいた。審査会からの報告を受け、神戸市として4団体の活動を採択した。

本件請求対象となっている音声記録は、企画提案会における申請団体の代表者等からの提案説明、審査員との質疑応答を記録したものであり、記録された個人の発言の音声及び内容は、特定個人が識別されもしくは識別されうる情報である。

本件提案会は、その場限りの公開企画提案会であり、出席者にとってみれば提案会終了後においても音声記録を公開されることを予定しておらず、当該個人がどのような発言をし、どのような意見を述べたかということが公にされると、個人の権利利益が害されることとなると認められる。また、今後の企画提案会において、自由闊達な議論や意見が出なくなる可能性もある。

さらに、音声記録の中には不採択となった10団体の音声情報も含まれている。採択・

不採択が決まった後に特定団体がわかる情報を公開することによって、不採択となった当該団体の社会的評価が損なわれ又は正当な利益を害すると認められる。

以上のことから、条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断して、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、平成 21 年 4 月 18 日に開催されたパートナーシップ活動助成、公開企画提案会の「音声記録」（以下「本件公文書」という。）の非公開決定である。以下検討する。

(2) パートナーシップ活動助成制度について

実施機関によると、パートナーシップ活動助成制度とは、市民と市の相互理解と信頼のもとに、市民が自ら企画・提案し実施する、よりよい地域づくりのための活動、いわゆるパートナーシップ活動に要する経費の一部を助成し、市民と市との協働を進め地域力を高めていくことを目的としている。

実施機関としては、助成を行う団体の選定にあたっては、神戸市パートナーシップ活動助成に関する要綱に基づき、まず申請書類による書面審査を行い、書面審査を通過した申請団体を対象に公開企画提案会及び審査委員会（以下「提案会等」という。）を開催する。これら提案会等の一連の過程は、すべて原則公開で運営され、何人も傍聴が可能であるとしている。提案会等を原則公開で運用している理由としては、申請者が各々の提案内容に対する審査員の意見や講評を視聴することによって、今後の活動に活かされることを期待し、とりわけ不採択となった申請者が、次回に申請する際に参考にされることを期待して、このような運用を行っているとしている。

なお、実施機関としては、提案会等の当日に申請者も含めた傍聴者に対して、申請団体名と活動名を記載した時間割表と提案会等の日程を記した「平成 21 年度パートナーシップ活動助成 公開企画提案会・審査会進行表」を、また、審査結果の発表段階で申請団体ごとの審査結果（公益性・計画性・効果・先駆性・将来性の各点数と合計得点、順位及び採択候補）を一覧表にした「平成 21 年度パートナーシップ活動助成 公開企画提案会・審査委員会／採点表」を配付しているとしている。

(3) 本件公文書の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

審査会が確認したところ、公開企画提案会は、①審査員の紹介、②事務局職員による当日の進行要領の説明、③各団体（14 団体）の提案説明（約 6 分）及び審査員からの質疑に対する申請者の応答（約 8 分）の順に進行されている。本件公文書には公開企画提案会の一連の過程を通して、申請者、審査員及び事務局職員（以下「本件発言者」という。）の発言が 3 時間 45 分にわたって記録されている。

上記（2）のとおり、実施機関は提案会等の一連の過程を原則公開で運用し、何人も

傍聴を可能としていることや、申請団体ごとの審査結果をまとめた採点表を公表していることからすると、これら提案会等は広く市民に公開していると認めるのが相当であり、本件発言者においても公開の場での発言であることを承諾しているものと推認されることから、本件公文書を公にすることによって、本件発言者の権利利益を害するものとはいえないというべきである。

なお、特定の申請者の発言の一部に、団体の関係者でない第三者とのエピソードを引用して発言している部分があるが、当該第三者にとってみれば、申請者個人との間で行われた個人的な言動であって、当該部分が公にされることによって当該個人の権利利益を害すると認められることから、当該部分は条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とすべきである。

したがって、本件公文書中、上記の非公開とすべきと判断した部分以外の情報は、条例第 10 条第 1 号アに該当しないことから、実施機関が非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成21年6月3日	-	* 諮問書を受理
平成21年6月25日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成21年7月21日	第231回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成21年8月24日	第232回審査会	* 審議
平成21年10月26日	第233回審査会	* 審議
平成21年11月9日	第234回審査会	* 審議
平成21年12月7日	第235回審査会	* 審議